

後期高齢者医療制度

新しい被保険者証と

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月1日に更新します。新しい被保険者証と平成24年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付しますので、確認してください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061、各総合支所市民福祉課、または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-132612021(コールセンター)

被保険者証

被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。8月1日からの受診は、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。未納がある場



合は、早めに納付をお願いします。また、特別な事情により納付が困難な場合は、相談してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表1の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1カ月に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院

時の食事代も減額されます。ただし、保険診療分が対象です。

現在、認定証をお持ち

ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。世帯全員が住民税非課税の方で、認定証の交付を希望する場合は、申請してください。



保険料額決定通知書

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を支払います。保険料額は平成23年中の所得に応じて計算され、軽減対策も行われます。

■医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(表1)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※注1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(※注3)は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※注2	世帯全員が住民税非課税 ・各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ・老齢福祉年金の受給者
				100円	

※注1…[]内は、後期高齢者医療制度で過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※注2…[]内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※注3…同一世帯に被保険者が1人の場合の被保険者の収入…383万円未満

・同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円未満

・同一世帯に被保険者が2人以上いる場合の被保険者全員の収入合計…520万円未満

※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる方の自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り、2分の1になります。

●保険料の計算方法

①均等割額		②所得割額		1人当たり保険料額 (①+②)
44,320円	+	[平成23年中の総所得金額等 (※注4) - 330,000円] × 8.81%	=	平成24年度保険料額 (最高限度額55万円)

※注4…総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です〔控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません〕。

※日高町羽尻と但東町天谷の方は、特例により、所得割の料率と均等割額が異なります。
※保険料を決定する基準日は、

原則4月1日です。

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、保険料を月割りで計算します。

●保険料の納付方法

納付は、特別徴収(年金天引)と普通徴収(口座振替)や納付書での支払いの2通りです。
特別徴収の方は、本人の申し出により口座振替による支払いが選択できますので、希望の方は、市民課国保医療係に相談してください。



▽特別徴収 対象となる年金の受給額が年額18万円以上の方は、原則、年金の定期支払(年6回)の際に年金から天引きされます。4・6・8月は前年度2月分の保険料と同額を納付いただきます(仮徴収)。10・12・2月分は前年所得等をもとに算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納付いただきます(本徴収)。

※対象となる年金の受給額が年18万円以上でも、次の方は、普通徴収になります。
・年度途中で75歳の誕生日を迎えた方
・年度途中で他の市町村から転入した方
・年度途中で保険料の額が変更となった方
・年金を担保に借入れを行っている方

迎えた方

▽普通徴収 対象となる年金の受給額が年18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、口座振替や納付書での支払いになります。7月から翌年3月まで毎月(9回)納付していただきます。

▽普通徴収の納付期限 毎月末日(12月は25日)。納付期限が金融機関の営業日でない場合はその翌日)です。口座振替の方は、納付期限に指定口座から引き落とししますので、預金残高に注意してください。納付書の方は、月の中ごろに納付書を送付しますので、納付期限までに近くの金融機関などで納付してください。

●所得の低い方の軽減
▽均等割の軽減
・同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、均等割額が右表のように軽減されます(申請不要)。

軽減割合	総所得金額等(被保険者+世帯主)	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円」の世帯	4,432円
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	6,648円
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	22,160円
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	35,456円

きない被保険者は、軽減判定のために簡易申告などが必要です。

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲で最大15万円を控除し軽減判定されます。

▽所得割の軽減

・所得割額算定にかかる所得(総所得金額等 - 基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

●被扶養者だった方の軽減

制度加入前日に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

●保険料の減免

次の方は、申請による減免制度がありますので、相談してください。
・災害などで大きな損害を受けたとき
・所得の著しい減少があったとき



・他の被保険者や世帯主が死亡したことなどで、世帯の所得が軽減判定基準以下となる時 など